

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

町の人口は、平成 27 年の国勢調査では 6,340 人で、昭和 35 年の 15,964 人をピークに減少し続けており、平成 17 年の国勢調査と比較すると 13.2%減少している。

年齢階層別人口では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の占める割合が年々減少しており、老年人口が増加している。今後も高齢化率は年々高くなることが予想されている。

産業構造は、第 1 次産業が 32.0%、第 2 次産業が 25.1%、第 3 次産業が 42.8%となっている。当町の産業は、明治 25 年にホルスタイン種を導入して以来 120 年以上続く酪農や、町内の約 86%を占める森林を活用した林業など、第 1 次産業が中心であり、町内の中小企業も酪農や林業に下支えされたものが多くなっている。今後、人口減少とともに生産年齢人口も減少すると思われるが、産業構造の構成比はほぼ横ばいに推移する見通しである。

町内の大多数は中小企業であるが、経営者の高齢化、後継者不足、施設・設備の老朽化など様々な課題に直面しているうえ、インターネットショッピングの普及、近隣の都市部にある郊外型店舗への購買力の流出などにより、特に小売業を中心に活力の低下が顕著になっている。このような状況を放置すれば、いずれ産業基盤の消失を招きかねない。この状況を改善するため、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者への事業承継が確実になされる環境を整備する必要がある。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで葛巻町経済の維持・発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当町の産業は、農林業、小売業、製造業、サービス業など多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当町の産業は、駅を中心とした町中周辺から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く中小企業の実産性向上を実現するため、本計画の対象地域は町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当町の産業は、農林業、小売業、製造業、サービス業など多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。そこで、本計画においては労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定計画の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・町税を滞納している中小企業者の取組や、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。